

「新学習指導要領に準拠した安全で効果的な剣道授業の展開ダイジェスト版第4版（改訂版）」 全剣連 HP 掲載

● 「中学校保健体育科における武道必修化の経緯とその内容の取扱いについて」

- ・平成24年度から武道が必修となり、今年度で12年目を迎えている。
- ・全国約1万1千校の中学校で柔道・剣道・相撲のいずれかを選択し授業を実施しており、さらに加えて空手、なぎなた、弓道、合気道、少林寺拳法、銃剣道を実施することができる。
- ・これにより、競技経験や指導経験が少ない保健体育教員も、武道の授業を実施することになり、より安全で効果的に進められるよう工夫を凝らしながらこれまで実施されてきた。
- ・平成29年3月に中学校学習指導要領が告示され令和3年度から全面実施となった。
- ・平成29年7月に中学校学習指導要領解説保健体育編により具体的な指導内容が示された。
- ・令和2年3月には、文部科学省国立教育政策研究所教育課程研究センターから『『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料』評価に関する具体的な考え方が示された。
- ・ダイジェスト版第4版は、これらの学習指導要領に準拠した剣道授業の展開や令和2年3月に国研から示された評価資料を参考に改訂された。

【ダイジェスト版P12】

○ 1 武道必修化の経緯 要因は2つ

・要因1 教育基本法の改正（平成18年）

- ◇ 全教科で「日本の伝統と文化の教育の充実」が図ることが求められ、保健体育では「武道」に焦点化された。

・要因2 保健体育科の全領域において基礎的な「知識、技能」を習得させること。

- ◇ 体育分野の指導内容を体系化し、小1～高3までの12年間で4年ごとのまとまりで整理。
- ◇ 小5～中2を「多くの領域の学習を経験する時期」と整理したことで、全ての生徒（男女問わず）が武道を含めた全領域を体験することになった。（武道も必修。）
- ◇ 「武道」は、生徒が小学校6年間では全く体験せず、初めて中学校で体験すると。
⇒小学校期に武道的素養が養われていないため、より安全に授業を行う必要がある。

【ダイジェスト版P13】

○ 2 保健体育科の授業における武道の取扱い

- ・中学校1・2年生で学習した武道は、中学校3年生～球技などとの選択になる。
 - ◇ 中1～2の2年間で「伝統と文化」の指導内容を損なうことなく、指導者が柔軟な考えで「**武道への興味関心**」を育む工夫が必要となる。

○ 3 授業時数について

- ・保健体育の年間総時間は105時間。そのうち体育の7領域と体育理論、保健学習で割り振るため武道の履修時間は平均10～13時間となるが、実際には全国的に平均で**8～10時間**程度が多い。

【ダイジェスト版P14】

○ 4 保健体育科の年間計画について

- ・中学校保健体育科時数配当表（例） **学校が決定**
 - ◇ 保健体育科の年間105時間を配当した表である。（ある一例）
- ・武道の授業の割り振り方は様々で、学校や地域の実情に合わせ配当している。
 - ◇ 2年間で実施・・・各8～13時間程度目安に配当。（最も多い）
 - ◇ 1・2年生のどちらかで実施・・・16～20時間を目安に配当。（まとめどり） など

【ダイジェスト版P15】

○ 5 武道の新しい学習内容

- ・平成29年新学習指導要領改訂では、知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むために、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していくことができるようにするため、全ての教科等の目標及び内容を三つの柱で再整理した。（学習指導要領解説P3参照）

(1) 基礎的・基本的な「知識及び技能」

(2) 課題解決をするために必要な「思考力、判断力、表現力等」

(3) 「学びに向かう力、人間性等」

・ 武道の内容（中学校第1学年及び第2学年） P16 重複のためP16で説明

【ダイジェスト版P16】

○ 6 剣道の新しい学習内容

・ 武道の新しい学習内容（中学校第1学年及び第2学年）

平成29年7月「新中学校学習指導要領解説」保健体育編「F 武道」の学習内容

(1) 「知識及び技能」の内容 下線部が主な変更内容

現行：基本動作や基本となる技ができるようになる。↓

新：基本動作や基本となる技を用いて簡易な攻防を展開すること。

※簡易な攻防とは自由練習やごく簡易な試合で打ったり受けたり攻防すること。

(2) 「思考力、判断力、表現力等」の内容

新：自己の考えたことを他者に伝えること 記載された。

※言葉、文章（学習カードなど）、身体表現により理由を添えて伝える

(3) 「学びに向かう力、人間性等」の内容

新：一人一人の違いに応じた課題や挑戦を認めようとするなどや

※共生という考え方（性別や障害）H284月障害者差別解消法施行

【ダイジェスト版P16下段 P17・18・19】

・ 剣道の特性として、有効打突（1本）を目指し「気・剣・体の一致」を目指すこと。

内容を示してある。（ダイジェスト版第3版と変更点がないため説明省略）

【ダイジェスト版P20】

○ 7 わかる、できる、安全に楽しく学ぶ剣道授業

・ 「主体的・対話的で深い学び」の実現

- ◇ 子供たちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようになるためには、これまでの学校教育の蓄積を生かし、学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが必要であり、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の視点で推進することが求められる。

【ダイジェスト版P21】

・ 子供たちの「生きる力」を育むために、「何を学ぶか」→「どのように学ぶか」→「何が身に付いたか」を重視する。

↓↑

「主体的・対話的で深い学び」からの授業改善を図ることが肝要。

◇ 教師側の視点

「主体的な学び」・・・主体的に取り組めるよう、

① 課題（めあて）を明確にし、②見通しをもたせ、③振り返り（何が身に付いたか）

生徒自身の学びや変容を自覚できる場面を教師がどこに設定するか

「対話的な学び」・・・課題解決の場面などで「必然性のある対話」を展開させる。

※対話のための語彙の源となる技能に関する知識を段階的に提示。

↓

自分以外の気づきを知る。そのために自分の考えをまずはまとめる。

有意義な対話となるよう、自分の考えなどを広げたり深めたりする

場面を教師がどこに設定するかを吟味する必要がある。

「深い学び」・・・体育における「見方・考え方」を働かせる。

どうしたら知識を用いて、課題の解決に向けた深い思考に導けるか。

生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか。

・ 指導案参考 6/10 7/10 → この場面での評価の例は（2観点）

● 中学校学習指導要領の内容 剣道 について

【ダイジェスト版 P22】

- 1 発達の段階に応じた指導内容の整理 (第1・2年については説明済のため省略)
 - ①知識及び技能 (中学校第3学年及び高等学校入学年次)・・・読み上げる
現行 **得意技**を身に付けることができる。→ 新 削除
※たくさん技を磨いていくことを重視。得意じゃなくてもよい。
 - ②思考力、判断力、表現力等 (中学校第3学年及び高等学校入学年次)・・・読み上げる
1・2年 **自己**の課題を発見し → 3年 **自己や仲間**の課題を発見し
※仲間との関わり
 - ③学びに向かう力、人間性等 (中学校第3学年及び高等学校入学年次)・・・読み上げる
1・2年 武道に**積極的**に → 3年 武道に**自主的**に
1・2年 課題や挑戦を**認めよう**とする → 3年 課題や挑戦を**大切に**しようとする
※認めるだけでなく大切となる

【ダイジェスト版 P23】

- 2 剣道の単元目標については、P22の指導内容の語尾が「～できるようにする」に変化しただけであるため省略。

【ダイジェスト版 P24】

- 3 指導内容については、学習指導要領解説に具体的に例示されている内容である。

【ダイジェスト版 P25】

- 4 指導内容の技能について、技が精選 (現行と変わった主な技)
 - ・引き技 「引き面」 中学3年生～
 - ・抜き技 「小手抜き面」 中学3年生～

● 評価について

【ダイジェスト版 P26】

- 1 学習評価について 指導と評価の一体化
 - ・学習評価とは、学校における教育活動に関し、生徒の学習状況を評価するもの。
 - ・「生徒にどういった力が身に付いたか」という学習評価を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにするためにも、学習評価の在り方は重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進めることが求められる。
 - ・学習評価の基本的な考え方

(1) カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価

各学校は、日々の授業の下で生徒の学習状況を評価し、その結果を生徒の学習や教師による指導の改善や学校全体としての教育課程の改善などに生かす中で、学校全体として組織かつ計画的に教育活動の質の向上を図っている。

⇒「学習指導」と「学習評価」は学校教育活動の根幹



「カリキュラム・マネジメント」の中核

(2) 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と学習評価

指導と評価の一体化を図るためには、生徒一人一人の学習の成立を促すための評価という視点を一層重視することによって、教師が「自らの指導のねらいに応じて授業の中での生徒の学びを振り返り、学習や指導の改善に生かしていくというサイクルが大切である。

今回の改定で重視している「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通じて各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っている。

・学習評価の基本構造

- ★評価は、観点別評価と評定とがある。
- ★観点別学習評価は、生徒の学習状況を分析的に捉えるもので、ABCの3段階で評価する。
- ★評定は観点別評価の結果を総括したもので、54321の5段階で評価する。
- ★平成29年改訂では3観点となった。目標に準拠した評価を推進するため3つで整理。
- ★ただし、目標や内容と評価の観点が違うものが一つある。目標が「**学びに向かう力、人間性等**」に対し評価の観点は、「**主体的に学習に取り組む態度**」となっている。これは、観点別評価を通じて見取ることができる部分と、観点別評価にはなじまない部分（感性、思いやりなど）があることから、個人内評価を通じて見取る部分とした。

◇ ア「知識・技能」の評価

「知識」は、習得すべき知識や重要な概念等を理解しているかを評価するもの。

「技能」は、習得すべき技能を身に付けているかを評価するもの。

◇ イ「思考・判断・表現」の評価

知識・技能を活用して課題を解決する等のために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けているかを評価するもの。

思考・判断・表現を評価するために、教師は「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を通じ、生徒の思考・判断・表現する場面を効果的に設計した上で、指導・評価することが求められる。

◇ ウ「主体的に学習に取り組む態度」の評価

主体的に学習に取り組む態度の評価は、単に継続的な行動や積極的な発言を行うなど、性格や行動面の傾向を評価することではなく、

- ① 知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることにに向けた粘り強い取り組みを行おうとしている側面
- ② ①の粘り強い取り組みを行う中で、自らの学習を調整しようとする側面の観点から評価をする。「単にまじめだから」や思い込みでの評価はしない。

・教師や指導者が指導したことを評価することが重要である。

・潜在能力のみを評価するのではなく、1時間の授業の最後や単元を通じた最後の生徒の姿を描き、どのような手立てを行い変容が見えたのか。質的評価が重要である。

○運動領域

従前より「態度」を指導内容として示していることから、「学びに向かう力、人間性等」に対応した指導内容を示している。

公正、協力、責任、参画、共生を育成する「態度」として学習指導要領に位置づけていることから、例示に示されている内容を観点別学習状況として評価する必要がある。

【ダイジェスト版 P27】

○ 2 評価規準について

- ・評価規準は、学習指導要領の内容を踏まえ、まとめりごとの武道（剣道）評価規準、それを各単元（時間）に分けた評価規準例を記載した。
- ・武道の単元の評価規準は、指導要領の内容の語尾が、知識、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度の健康・安全に関する内容は「～している」となり、技能は「～できる」、主体的に学習に取り組む態度の健康・安全以外は「～しようとしている」と整理する。

<まとめ>

★学習評価は教師が行い、授業協力者が行うものではない。ただし、教師が相談してきた際には相談にのり、適切なアドバイスをお願いしたい。そのためにも、授業の流れや目標設定、評価方法についてあらかじめご理解頂きたい。

★具体的な授業例について参考にして頂きたい。